



# 平成30年北海道胆振東部地震

法テラス八雲法律事務所

弁護士 坪井 清隆

(函館弁護士会所属)



平成30年9月6日、北海道胆振東部地震が発生しました。被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。北海道の一日も早い復興を願い、私も微力ながらお力添えをできればと思っています。

## ■生活用品の調達、救援のための費用

平成30年北海道胆振東部地震では179の市町村(9月6日現在)に災害救助法施行令第1条第1項第4号の適用が決定しています。これにより、「収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与」、「炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給」、「被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与」、「災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木などで、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」、「災害にかかった住宅の応急修理」、「生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与」、「生活用品の給与」などの国の支援が考えられます。

## ■住宅の被害認定と罹災証明書の発行

自然災害により住宅に発生した被害を、自治体に認定してもらい、その証明書を発行してもらうことができます。罹災証明書を発行してもらうと、税金、国民健康保険料の減免や被災者生活再建支援金の給付などの公的支援を受けることができます。また罹災証明書があれば加入している保険の保険金申請に利用することができます。保険の適用について争いが生じた場合には弁護士にご相談ください。

## ■自然災害被災者債務整理ガイドライン

自然災害により住宅ローンや債務の支払いが難しくなった場合、災害救助法の適用される地域にお住まいの方については、倒産処理手続などとは異なる「自然災害被災者債務整理ガイドライン」を利用することができます。可能性があります。

■当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

## 八雲警察署からお知らせ

# 安全安心なまちづくりの日および全国地域安全運動の実施 ～みんなで築こう、安全で安心な大地～

### 「全国地域安全運動」が実施されます

- 運動期間 10月11日(木)～20日(土)までの10日間
- 重点運動 ア 子供と女性の犯罪被害防止 イ 特殊詐欺の被害防止

### ※子供と女性の犯罪被害防止のポイント

- 防犯標語「いかのおすし」を使った繰り返しの防犯指導や、登下校時の見守り活動を行いましょう。
- 夜間に帰宅する時は、一人歩きは避け、人通りが多く明るい道を歩くようにしましょう。
- イヤホンで音楽を聴きながら、スマートフォンを操作しながらの「ながら歩き」はやめましょう。
- 防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯するようにしましょう。

### 10月11日は「安全安心なまちづくりの日」です

- 全国地域安全運動期間中は、各地でさまざまな取り組みが行われますので、道民の皆さまの積極的な参加をお願いします。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110(内線211)